日本医療福祉政策学会・野村記念研究奨励賞 実施要項

- 1. 本実施要項は、日本医療福祉政策学会・野村記念研究奨励賞(以下、本賞)について定める。
- 2. 本賞は、医療福祉政策研究に関わる新進の研究者の優れた業績を表彰し、もっていっそうの研究の進展を図ることを目的とする。
- 3. 本実施要項の改廃は、幹事会にて行う。
- 4. 本賞の応募要項は、本実施要項にもとづき、会長が定める。
- 5. 本賞の受賞者は、若干名以下とする。
- 6. 本賞への応募資格があるのは、以下の会員である。
 - (1) 博士課程後期課程在籍院生
 - (2) 博士号取得後 10 年未満の研究者
- 7. 応募者は、応募者が執筆し、応募が行われる年度の前年度および前前年度中に学術誌において公表された、査読付き学術論文と、自薦の説明等、応募要項に定める書式を付して本賞への応募を行う。
 - (1) 応募に際して付す学術論文は、原則として単独執筆のものとする。
 - (2) 共著論文の場合は、応募者が第一著者である場合に限る。また、以下の書式を追加することとする。
 - ① 応募者の論文作成への寄与が主要なものであることを示す説明
 - ② 共著者が、上記を認めることを示す文書
- 8. 幹事会は、応募者から本賞の受賞者を選考する選考委員を任命する。
 - (1) 選考委員は3名とする。
 - (2) 選考委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (3) 選考委員は、応募者に自らの利害関係者がいる場合は、その旨を他の選考委員に告げなければならない。
- 9. 選考は、以下のように行う。
 - (1) 選考委員会の合議により、受賞者の選考を行う。
 - (2) 幹事会は、審査経過と受賞者についての選考委員会の報告を受け、学会としての受賞者を正式に決定する。
- 10. 受賞者については、本人にその旨を伝えるとともに、学会 web、ニュースレターなどで広く周知する。
- 11. 副賞を、1万円とする。

附則

(1) 本実施要項は、2021年4月23日より、施行する。